

## 第20回

# 大網白里市農業委員会総会議事録

令和2年12月8日（火）

保健文化センター 視聴覚室（ホール）

第20回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和2年12月8日(火)
- 2、開催場所 保健文化センター視聴覚室(ホール)
- 3、招集者 大網白里市農業委員会会長 布施和彦
- 4、出席委員(17名)

1番	加藤岡一弘	2番	内山充弘
3番	中村和敏	4番	積田敏春
5番	川嶋一美	6番	林千佳夫
7番	榎澤正治	8番	板倉小百合
9番	内海亮一	10番	梅原英男
11番	若菜義人	12番	志賀典夫
13番	齋藤重幸	14番	布施和彦(会長)
15番	鵜澤英夫(職務代理者)	16番	今関喜明
17番	蔭山秀男		
- 5、欠席委員(なし)
- 6、議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会議書記の指名
  - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(整理番号1~5)
  - 第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(整理番号1~2)
  - 第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について  
(利用権設定)
  - 第6 議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について  
(整理番号1)
  - 第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(整理番号1~2)
  - 第8 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
(整理番号1~3)

第9 報告第3号 農地法第3条の規定による許可取消について  
(整理番号1)

第10 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について  
(整理番号1～5)

第11 報告第5号 東京国税局からの照会について  
(整理番号1)

#### 7、農業委員会事務局職員

事務局長	大塚	好	主	査	千葉	利憲
主任書記	小田切	基樹	書	記	門野	祥和
書記	内野	孝則				

◎開 会

○議長 ただいまから第20回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

(午後 3時34分)

---

◎議事録署名委員の指名

○議長 まず初めに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認め、指名いたします。

若菜義人委員、志賀典夫委員の両名にお願いいたします。

---

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2、会議書記の指名。会議書記は、事務局職員の小田切主任書記を指名いたします。

---

◎議案第1号(整理番号1～5)

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第1号の整理番号1から5の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。

各権利者、義務者及び各借受人、貸付人につきましては議案書のとおりとなります。

整理番号1です。申請地は、金谷郷字高海堤、字小沼谷及び池田字仙間古新畑並びに土気飛地字縣森の地目田が11筆、地目畑が4筆、合計面積9,634平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、農業後継者がなく、農地の維持管理が困難なためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資

料につきましては、A4判縦の1-1ページから9ページとなります。

議案書の2ページをご覧ください。

次に、整理番号2。申請地は、大網字折戸、字中台内及び字東仙塚の地目田が9筆、地目畑が1筆、合計面積7,271平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は相手方の申出によるため、義務者は財産処分のためであります。

案件の位置につきましては、図面の②に1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の10-1ページから17ページとなります。

次に、整理番号3。申請地は、大網字拾式島及び字東仙塚の地目田が3筆、地目畑が1筆、合計面積3,148平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は財産処分のためであります。

案件の位置につきましては、図面の②に1-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の18-1ページから22ページとなります。

議案書の3ページをご覧ください。

次に、整理番号4。申請地は、大網字山王の地目田が2筆、地目畑が1筆、合計面積2,147平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は財産処分のためであります。

案件の位置につきましては、図面の②に1-4と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の23-1ページから27ページとなります。

次に、整理番号5。申請地は、北吉田字西の前の地目田が1筆、面積224平方メートルを賃貸借により賃借権設定をしようとするものでございます。

理由につきましては、借受人は経営規模を拡大するため、貸付人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の③に1-5と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の28-1ページから30-1ページとなります。

以上、整理番号1から5につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況、経営面積などから農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしている

と認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、加藤岡一弘委員、よろしくお願いいたします。

○加藤岡委員 それでは、調査報告を行います。

議案第1号、整理番号1について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。権利者、義務者は以前からの知り合いのことでした。

義務者は、近年、農地の維持管理ができなくなっていたところ、権利者に相談したとのことです。

権利者は、水稻を経営する農家であり、親子で行っており、これからも規模を拡大したいという話をしておりました。また、施設、機械も整っており、離れているんですが、運搬車を所有していることから問題ないかと思われま。

申請地は、近年申請地の最近はちょっと耕作されていなかったようで少し荒れていましたが、草も刈ってあり、すぐに耕作できる状態でした。

そんなことから、皆様方の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2から4の案件について、義務者が同一人であることから、一括して積田敏春委員、よろしくお願いいたします。

○積田委員 それでは、議案第1号、整理番号2から4について一括して調査報告申し上げます。

2から4の義務者は、同一人です。

理由等は事務局説明のとおりです。

12月3日に義務者本人から聴取しました。義務者は、令和元年に死亡した本件の土地所有者の相続財産管理人の弁護士です。本件の申請代理人は、相続財産管理人が売却を依頼した不動産業者ということです。相続人が皆放棄したため、特別縁故者からの申立てにより相続財産管理人が選任され、資産を処分するものです。

本件許可後に裁判所への売買許可申請し、売買代金は、裁判所が認めれば特別縁故者に一

部、残額が国庫に納入されるとのことです。

整理番号2から4の権利者は、亡くなった所有者から田や畑を以前から賃借していた人たちで、相続財産管理人からの依頼により、今回購入に至ったものです。相続財産の全てを処分しなければいけないことから、一部の権利者には賃借物件以外も購入が依頼されています。

整理番号2の権利者から12月2日に聴取し、現地調査も行いました。

権利者は、認定農業者です。大網東仙塚の畑と田以外は以前から賃借していたものだと思います。東仙塚の畑と田は、相続財産管理人からの依頼により今回新規に購入することになったものです。未耕作のようですが、維持管理は一応されていました。

整理番号3については、12月2日に現地調査を行い、権利者から12月4日に聴取しました。

義務者は兼業農家で、購入物件は全て以前から賃借している物件です。別途山林も購入依頼されているとのことでした。田は効率を図るべく、1枚の田にまとめられています。畑は冬場ということもあり、作物はありませんでしたが、維持管理はされています。

整理番号4の権利者から12月2日に聴取し、現地調査も行いました。権利者は、定年退職後、水稻、タマネギの栽培で経営規模を拡大し、最近では次男が積極的に農作業も手伝っている専業農家です。義務者は農地を所有していませんが、母親名義で田や畑を1町2反ほど所有しているとのことでした。購入物件は全て以前からの賃借物件です。田は効率化を図るべく1枚の田にまとめられ、畑は自家消費用の野菜畑として利用されています。

整理番号2から4の権利者は、営農に必要な機械設備も所有しており、何ら問題ない案件とは思いますが、慎重なるご審議お願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号5の案件について、中村和敏委員、よろしくようお願いいたします。

○中村委員 議案第1号、整理番号5について調査報告いたします。

申請内容については事務局の説明どおりです。

今月6日13時ですね、内山委員と2名で申請のあった現地にて、義務者と権利者の立会いの下、確認を行いました。事務局の説明どおりで、義務者のほうは耕作ができないため、権利者のほうは経営規模を拡大するためということで、双方の話に対しては確認が取れています。

調査報告は以上になります。慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から5について質疑に入ります。

希望者はありますか。

林委員。

○林委員 聞き落としたら申し訳ありませんけれども、整理番号1につきましてちょっとお尋ねいたします。

まず、距離が遠いという中で、農機具を運搬車で運び、耕作できるということですが、この辺の権利者と義務者の関係についてお伺いします。

それと、もう一点ですね。この金谷郷地区については現在田んぼについては基盤整備が進んでいると思うんですけども、この辺の地域の調和というんですか、その辺はどうなっているのか、その辺お尋ねいたします。

○議長 整理番号1について、権利者、義務者の関係、それから2点目が、今、山辺地区で基盤整備が進んでいるけれども、その関係はどうなっているかということによろしいですか。

○加藤岡委員 さっきも申し上げたんですけども、詳しい事情は分からないですけども、以前よりお互いが知り合いだということだったとお伺いしました。

また、土地改良につきましては、義務者より権利者のほうにその土地改良のことについては説明をし、権利者もそのことをおおむね了解し、今回の申請に至っていると思います。

以上です。

○議長 じゃ、事務局、加えて補足をお願いします。

○事務局 ただいまの加藤岡委員さんの報告の中で、2番目の基盤整備の部分なんですけど、今回こちらの山辺地区のほうで土地改良事業というのが予定されておまして、今回の議案書の中で金谷郷という大字の中で高海堤、あと小沼谷ですね。こちらのほうが、議案書の中で上から3番目と4番目以外を除いた農地のほうが土地改良区域であるというふうになっております。

あと、加藤岡委員さんからの調査報告にも重複するんですけども、今回所有者がこちら3条で認められた場合につきましては、新しい権利者のほうにまた担当課のほうから土地改良事業の説明を改めて行うというのを確認しております。

補足のほうは以上となります。

○議長 林委員、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 そのほかありませんか。よろしいですか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から5について順次採決をいたします。

議案第1号の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号2は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号3は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号4は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号5は原案のとおり決定されました。

---

#### ◎議案第2号(整理番号1～2)

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第2号、整理番号1から2の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号でございます。

それでは、整理番号1から順次説明させていただきますが、各権利者、義務者につきましては議案書のとおりとなります。

整理番号1です。申請地は、細草字原ノ前の地目畑が1筆、面積1,447平方メートルのうち0.333平方メートルであり、平成29年12月27日付で農地法第5条の一時転用許可を得て営農型太陽光発電施設用地として使用しております。

案件の位置につきましては、図面④に2-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の31ページから42ページになります。

今回の申請は、一時転用許可期限の3年を経過することから、更新の申請であります。

詳細資料40ページをご覧ください。

太陽光設備を設置する農地での単収は、地域の平均的な単収と比較して2割以上の減収は見込まれておりません。

参考として、営農型太陽光発電設備の転用の条件を説明させていただきます。

営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。一定の要件を満たす場合とは、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度、間隔は農作物の生育に適した日照量を保つ設計であること、支柱の高さ、間隔はトラクターなどの農業機械の利用が可能な空間が確保されていること、当該設備を撤去するのに必要な資力があること、下部の農地の単収が地域の平均的な単収と比較して2割以上減少していないことなどでございます。

また、この支柱に係る一時転用を許可する際には、営農が適切に継続されること、農作物の状況を毎年報告すること、営農が行われない場合または発電事業を廃止する場合は支柱や設備を撤去し、農地に復元することなどの条件をつけるものとされております。

次に、整理番号2。申請地は、大網字北野中の地目畑が1筆の面積33平方メートルを買受け、排水用地に転用しようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面②に2-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の43ページから48ページになります。

事業を行う理由につきましては、隣接地を宅地分譲地として販売したものの、排水先がないため、申請地の購入を計画したとのことです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外で、第2種農地に該当すると思われま。

次に、一般的基準でございます。

まず、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は、整地を行い、直径200ミリの硬質ポリ塩化ビニール管を埋設する計画となっております。

排水につきましては、雨水は地下浸透、隣接地の汚水と雑排水は小型合併浄化槽で浄化後、新設排水用地を経て既設排水路に放流する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、法定外公共物専用許可決定通知書の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から議案説明がありました。関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、議案第2号、整理番号1の案件について、内山充弘委員、よろしくお願いいたします。

○内山委員 それでは、議案第2号、整理番号1について調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりです。

12月5日に、板倉委員と私で申請地で、義務者、権利者は同じ方ですが、調査してまいりました。

場所については、詳細資料31ページ、32ページをご覧くださいと思います。

義務者の住居の東側から南側に申請地があり、日当たりもよく、管理するにも恵まれたところでした。平成29年12月に許可を得て、今回更新となります。

申請地は、トラクターで耕運されており、きれいに管理されておりました。作付作物については、4月よりオモチャカボチャを作付し、収穫は8月だそうです。今後もオモチャカボチャを中心に、試行錯誤を重ねて農作物を作りたいとお話しされておりました。問題ないと思わ

れますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件につきまして、梅原英男委員、よろしくお願いいたします。

○梅原委員 それでは、私のほうから議案第2号、整理番号2の調査結果をご報告申し上げます。

まず、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、去る12月5日土曜日に、蔭山委員さんと一緒に権利者及び権利者の代理人を交えまして現地で立会いの上、事情を聴取してまいりました。

なお、義務者につきましては、同じく12月5日に電話によって確認をいたしましたところ、申請内容に間違いがないので、よろしくお願いいたします、このようなお話でございました。

それでは、その調査結果でございますけれども、今回の申請内容につきましては、申請地の畑を買収しまして、排水路の用地に転用しようとするものでございます。

理由といたしましては、申請地に隣接する既存宅地を権利者は買収をし、既に4区画に宅地分譲をしております。しかし、この4区画の排水先がないために、最短の用悪水路までつなげる用地として今回の畑33平米を買収しようとするものでございます。

内容については、先ほどの事務局と若干重複いたしますけれども、4区画の排水につきましては、雨水は地下浸透式で処理をいたしまして、汚水につきましては小型合併浄化槽を設置し、浄化した処理水を新たに200ミリの塩ビ管、これを埋設いたしまして放流をすると、そのようなお話でございました。

さらに、義務者から購入した用地につきましては、排水工事終了後に分譲地を購入される4人の共有持ちとして譲渡すると、そのような計画だということでございます。

最後に、隣接する地権者につきましては、既に境界立会いの折に事情を説明し、同意を得るとともに、両総土地改良区及び地元区からも同意をいただいたとの説明でございました。

以上が今回の調査結果でございます。特に支障はないものと思われましても、慎重ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号、整理番号1から2について、質疑に入ります。

希望者はありますか。

林委員、お願いします。

○林委員 問題なければ教えていただきたいと思っておりますけれども、整理番号1の営農型太陽光、

これ更新ということでありますけれども、3年間の実績等分かれば、どのくらいその収益が上がったのか、そういうのが分かれば教えてもらいたいと思います。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 ただいまの林委員さんからの質問ですけれども、詳細資料の42ページをご覧いただきたいのですが、こちらが令和元年度の農作物の下部の報告書のほうを添付しておりまして、3番目に営農型発電設備の下部の農地における単収等と書いておりまして、記載されている数字が収量となっております。

説明のほうは以上となります。

○議長 林委員、よろしいですか。

(「金額は分かる」と呼ぶ者あり)

○議長 金額。

○事務局 金額につきましては、把握はしておりません。

以上でございます。

○議長 以上です。

林委員、よろしいですか。

(「はい、すいません」と呼ぶ者あり)

○議長 そのほかありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1から2の案件について順次採決いたします。

初めに、議案第2号、整理番号1の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号2の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2の案件は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1から2につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎議案第3号（利用権設定）

○議長 次に、日程第5、議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題とします。

それでは、事務局から議案第3号の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書6ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ説明いたします。

利用権の設定を受ける者7人、利用権の設定をする者11人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が29筆で、合計面積2万4,110平方メートル、畑が17筆で、合計面積1万4,096平方メートル、田、畑を合わせた合計面積は3万8,206平方メートルでございます。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約の種別は、新規契約が8件、更新契約が4件でございます。

整理番号1から、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1です。南玉地内の田が5筆、合計面積1,316平方メートル、5年、物納、全面積でコシヒカリ一等米120キログラム、更新であります。

次に、整理番号2。山口地内の田が10筆、合計面積9,711平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ一等米60キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号3。山口地内の地目田が1筆、面積1,021平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ一等米60キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

次に、整理番号4。大網地内の地目田が9筆、合計面積6,254平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ一等米60キログラム、更新であります。

次に、整理番号5。小中地内の地目田が1筆、面積1,370平方メートル、10年、金納、10アール当たり米60キログラム相当額と水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号6。四天木地内の地目田が3筆、合計面積4,438平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ60キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号7。四天木地内の地目畑が1筆、面積1,467平方メートル、6年、無償、新規であります。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

次に、整理番号8。南飯塚地内の地目畑が5筆、合計面積1,548平方メートル、10年、金納、整理番号8から10の全面積で4万円、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号9。南飯塚地内の地目畑が1筆、面積1,373平方メートル、10年、金納、整理番号8から10の全面積で4万円、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号10。南飯塚地内の地目畑が2筆、合計面積1,877平方メートル、10年、金納、整理番号8から10の全面積で4万円、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号11。南横川地内の地目畑が4筆、合計面積5,679平方メートル、10年、金納、全面積で5万円、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号12。細草地内の地目畑が4筆、合計面積2,152平方メートル、10年、無償、新規で、借受人は認定農業者であります。

以上、整理番号1から12の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して、新規契約の利用権設定案件について担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号2と3の案件について、借受人が同一人であることから一括して、積田敏春委員、よろしくお願いいたします。

○積田委員 それでは、整理番号2及び3について、一括して調査報告申し上げます。

理由等は事務局説明のとおりです。

整理番号2及び3の借受人から12月2日に聴取し、現地確認しました。本件の田は全て耕作されており、問題はありませんでした。

整理番号2及び3の借受人は、同じ認定農業者です。

整理番号2については、12月3日に貸付人の息子さんから聴取しました。貸付人本人は、高齢で施設に入所しているとのことでした。昨年までは、貸付人の息子さんが兼業で水稲耕作をしていましたが、手が回らなくなり、今年から借受人に耕作を依頼したとのことでした。

整理番号3の貸付人本人から、12月2日に聴取しました。貸付人は、水稲耕作を現在しておらず、田は全て賃貸しています。これまで貸付人所有の山口上田の田は、整理番号2の貸付人が賃借し、整理番号2の貸付人所有の田とまとめられて1枚の田として耕作されていたことから、整理番号2の貸付人と同じ借受人に賃貸するため、本件申請になったとのことです。

借受人は認定農業者であり、何ら問題のない案件とは思われますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号7の案件について、川嶋一美委員、よろしく願いいたします。

○川嶋委員 では、整理番号7についてご報告します。

内容は事務局の説明どおりですが、双方の話が聞けましたのでご報告します。

12月2日に貸付人、借受人共に話を伺いました。

貸付人には電話で話を伺いました。貸付人は、高齢のため、経営規模を縮小したいと考えていて、親戚になる借受人に当該の畑の耕作をお願いしたとのことでした。現地の畑を確認し、既にタマネギが作付されていることが確認できました。

借受人は、機械、設備ともそろっており、何ら問題ないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしく願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号8から12の案件について、借受人が同一人であることから一括して、内山充弘委員、よろしく願いします。

○内山委員 それでは、議案第3号、整理番号8から12について、借受人が同じ方なので、一括で調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりです。

まず、整理番号8から10の貸付人には、12月1日、電話にて調査いたしました。貸付人はご夫婦で、ほ場ごとに所有権が違うことを確認しました。10年くらい前より借受人に作付が



困難なため、耕作をお願いするようになったと話されておりました。今後も作付を続けてもらいたいと考えており、相談したところ、借受人もこの先も作付を続けさせてもらいたいと話があったことで、今回の申請に至っております。

続いて、整理番号11の貸付人には、12月1日、ご自宅に伺い調査してまいりました。この方も、畑の作付が困難で、以前より借受人に作付をお願いしていたそうです。今後も作付を続けてもらいたいと借受人に相談をし、今回の申請に至っております。

整理番号12の貸付人には、12月1日、電話にて調査いたしました。貸付人は、会社勤めで畑の管理等困難で、以前より借受人に作付をお願いしていたそうです。今後も畑の管理を借受人に任せたい考えがあり、今回の申請に至っております。

整理番号8から12の借受人には、12月1日、自宅において調査いたしました。以前より作付を行っていた整理番号8から12の畑を貸付人と相談をして、今後も耕作を続けたいと考えを伝え、利用権設定を結んで、これからも安定した露地野菜の作付に取組たいと意欲的に話されておりました。

借受人は、農機具、荷造り等の設備等整っております。問題はないと思われませんが、慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第3号、整理番号1から12について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から12を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から12は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第4号(整理番号1)

○議長 次に、日程第6、議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第4号の整理番号1の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の11ページをご覧ください。

整理番号1でございます。

農地の所在地は、仏島字塩辛の地目田が9筆、合計面積9,189平方メートルでございます。

申請者につきましては、議案書のとおりとなります。

案件の位置につきましては、図面の②に4-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の49ページから50ページとなります。

引き続き農業経営を行っている旨の証明につきましては、租税特別措置法第70条の6の第1項の規定により、農地を相続することによる相続税について、納税猶予を受けている方が税務署に3年ごとに納税猶予の継続届出を提出する際に添付資料として必要になるものでございます。相続を受けたときから現在まで継続して納税猶予の適用を受けている農地において農業を行っていることを証明するものであり、農業委員会が発行することとなります。

なお、申請者は、平成23年に農地を相続し、納税猶予の適用を受けておりますので、3回目の継続届出をしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、若菜義人委員、よろしくお願いいたします。

○若菜委員 それでは、議案第4号、整理番号1、引き続き農業経営を行っている旨の証明について調査報告をいたします。

内容については、ただいま事務局の説明のありましたとおりでございます。

調査は、12月3日、証明願を提出されている方、農業委員会の事務局の方2人、それから他の農業委員と私と5名で、三者の立会いの下現地確認調査を行いました。

場所は、別紙資料の49から50ページ記載の場所でありまして、大網白里市の仏島地籍になります。海岸のほうから上がってきますと、経田の交差点より大網駅方面に約300メートル先の右方に当たります。

提出願を出されている方の話によりますと、相続はしたけれども、相続税が大きいので、相続税の猶予をお願いしているとのことであり、今回が3回目の手続になるとのことでした。

現地の付近には住宅が建ち並んでおりますけれども、証明願を提出された場所は稲作が収穫された跡が見られ、農業をされていることを確認いたしました。

また、証明願を提出される方は、農業機械等もそろえており、現在も農業を行っておりますので、問題はないかと思えますけれども、よろしくお願ひいたします。

以上のような調査結果でございました。委員の皆様の慎重なるご審議をお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1について質疑に入ります。

希望者はありますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議案第4号、整理番号1の案件について採決いたします。

議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、整理番号1の案件を原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1は願ひのとおり証明することに決定いたしました。

---

#### ◎報告第1号～報告第5号

○議長 次に、日程第7、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第8、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第9、報告第3号 農地法第3条の規定による許可取消について、日程第10、報告第4号 農地の転用事実に関する照会について、日程第11、報告第5号 東京国税局からの照会についてを一括して報告いたします。

報告事項に係る質疑、発言につきましては、報告事項が終了した後一括して行うことといたします。

それでは、事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局 それでは、議案書の12ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり2件の届出がありました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから届出があったものでございます。

各農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の13ページから14ページをご覧ください。

報告第2号ですが、議案書のとおり3件の届出がありました。

内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地である届出地を権利設定または移転に伴い転用しようとするものでございます。

整理番号1と2は、それぞれ所有権移転し、住宅用地にしようとするものでございます。

整理番号3は、所有権移転し、専用住宅用地にしようとするものでございます。

各農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

報告第3号ですが、議案書のとおり1件の申請がありました。

内容につきましては、令和2年11月11日付で農地法第3条の規定による許可を受けたものの、贈与の錯誤がありましたから申請があつたものでございます。

農地の所在地、義務者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請書類は調べておりましたので、権利者、義務者に許可の取消指令書を交付しております。

次に、議案書の16ページから18ページをご覧ください。

報告第4号ですが、議案書のとおり5件の照会がありました。

法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、現地調査の結果、住宅用地として使用されており、遅くとも昭和58年には宅地課税となっておりました。

なお、平成7年11月2日撮影の航空写真では住宅が建っており、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号2。現地調査の結果、宅地と一体で使用されておりました。

なお、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様に使用されており、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号3。現地調査の結果、上の地番は砂利が敷かれており、雑種地の状態で使用されておりました。下の地番は、宅地と一体で使用され、平成12年から宅地課税となっておりました。

なお、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号4。現地調査の結果、宅地として使用されており、昭和58年から雑種地課税、平成11年から宅地課税となっておりました。

なお、平成5年6月11日付で農地法第4条の届出の受理通知が行われ、平成7年11月2日撮影の航空写真で住宅が完成しており、さらに20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号5。現地調査の結果、駐車場用地として使用されており、遅くとも平成5年には雑種地課税となっておりました。

なお、平成3年6月20日付で農地法第4条の許可を受けていて、平成7年11月2日撮影の航空写真で駐車場が完成しており、さらに20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、議案書の19ページをご覧ください。

報告第5号ですが、議案書のとおり1件の照会がありました。

国税局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、議案書に記載のとおり回答しております。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から報告第1号から第5号まで説明がありました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

若菜委員、お願いします。

○若菜委員 15ページでしょうか。報告第3号、農地法第3条の規定による許可規定の取消についてということで、これ先般のたしか農業委員会の総会で賛成で、たしか子供から親へ何か渡すようなあれ、2分の1渡す。これ取消し理由、贈与の錯誤のためというふうに書いてあるんですが、何がどうだったんでしょうか、これ。分かれば教えていただければ。

というのは、登記所から照会があると思うんですけども、登記所のほうではそういう書類がそろっているからこちらへ照会をかけたのではないかと思うんですけども、そういうふうに私感じたんですけども、書類がそろっていなかったということなんですか。よろしくをお願いします。

○議長 じゃ、事務局のほうをお願いします。

○事務局 ただいまの若菜委員さんからの質問なんですが、登記するにあたり、農地である田んぼや畑の場合につきましては、農地法の第3条の許可を得ないと所有権移転登記ができない状況であります。この報告第3号の整理番号1の案件につきましては、所有権移転登記の

ほうはまだ行っていないような状況でありました。今回、先月の総会のほうで許可を受けたんですけれども、そちらの許可を取消しを錯誤により受けたいということでしたので、許可の取消指令書を交付しております。

説明のほうは以上となります。

○議長 以上の説明ですが、いかがですか。

○若菜委員 よく分かりませんが、これはもう一回上がってくるということでしょうか、もしこの方がやるということであれば。それは本人じゃなければ分かりませんが。

○議長 はい。

○事務局 ただいまの若菜委員さんからの質問ですけれども、また今後義務者から権利者への持分の移転の3条申請というのは上がってくることはゼロではないと思われま。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 錯誤という曖昧な言葉でちょっと分かりづらかったという点で、はっきり分かれば了解ということになるんでしょうけれども、また今後も上がってくる可能性があるということに理解していただきたいというふうに思います。

そのほかありますか。

(発言する者なし)

○議長 特に発言がないようですので、日程第7から日程第11までの報告事項を終わります。

そのほかの件ですが、この際ですから、ほかにご意見、ご連絡がありましたら、各委員または事務局からお願いをいたします。

事務局。

○事務局 事務局のほうから2点連絡事項があります。

まず、1点目は、農業委員等の綱紀肅正についてでございます。

平成30年10月に徳島県内では収賄容疑で逮捕、また同じ月に大阪府内では農地法違反の幫助の疑いによって書類送検された旨の報道がありました。さらに、令和元年10月に奈良県内では農地法違反の疑いにより、大分県内では収賄の疑いによりそれぞれ逮捕された旨の報道がありました。

農業委員、推進委員の皆様におかれましては、改めて法令を遵守していただき、公正な職務の遂行に努めていただくようお願いいたします。

次に、2点目は、令和2年度ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の資料でございます。

まず、委員の皆様にお配りしております一般社団法人千葉県農業会議の封筒の中をご確認ください。表紙が緑色の合同研修会資料、リーフレットの「将来の地域農業を考えましょう」、パンフレットの「知って得する農業者年金」と、「2020年全国農業図書普及推進図書」です。資料の不足はございませんでしょうか。

例年、県の農業会議の主催で行われておりますけれども、新型コロナウイルス感染防止拡大及びクラスター発生防止の観点より中止となりましたことから資料等の送付がありましたので、後ほどご一読くださるようお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から連絡事項についてありましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(発言する者なし)

---

◎閉 会

○議長 じゃ、特にないということですので、本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

慎重審議ありがとうございます。

これをもちまして、第20回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時44分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月8日

農業委員会長

布施和彦

署名委員

若菜義人

署名委員

志賀典天